

あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則

昭和45年4月1日

規則第36号

改正 平成元年6月6日規則第31号

平成2年3月30日規則第20号

平成6年10月11日規則第55号

平成28年3月31日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例（昭和45年北九州市条例第18号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第2条 条例第3条の規定による雑草等の除去の勧告は、雑草等除去勧告書により行なうものとする。

(平元規則31・一部改正)

(雑草等除去の委託)

第3条 条例第4条の規定により、雑草等の除去を委託する者は、雑草等除去委託書に、委託料を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、あき地等の面積等が明らかでない場合その他特に調査を要するため委託料の額が確定し難い場合は、委託料の支払は、その額が確定した際支払うものとする。

2 前項の委託料は、毎年度実費を基準としてその単価を定め、これを4月に告示する。

(平元規則31・一部改正)

(様式)

第4条 第2条に規定する雑草等除去勧告書及び前条第1項に規定する雑草等除去委託書の様式は、別に環境局長が定める。

(平元規則31・追加、平2規則20・平6規則55・平28規則47・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年6月6日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成2年3月30日規則第20号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成6年10月11日規則第55号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成6年10月14日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第47号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。